

記者懇談会記録

日時 令和2年5月27日(水) 15:30~16:10

場所 水道庁舎4階 会議室

新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策第2弾について

(市長)

新型コロナウイルス感染症に関する岩見沢市の緊急経済対策第2弾でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険料及び介護保険料の減免について、条例改正を行いました。また、条例改正に伴う補正予算、さらに緊急経済対策第2弾として、地方創生臨時交付金を活用した支援措置等に関する一般会計、特別会計高等学校費と病院事業会計の補正予算を本日、専決処分しました。

まず、条例改正でございます。国民健康保険料及び介護保険料の減免について、対象となるのは令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限のある保険料です。現行条例の申請期限が減免できない場合があることから、申請期限を令和3年3月31日まで延長することで、すでに期限を経過した場合においても、減免の対象とすることを可能にするため、必要な条文にただし書きを加える内容となっております。これにより、令和2年2月および3月に納期限を迎え、すでに納付された保険料につきましても減免の対象となるため、必要な補正予算について過年度保険料の返還金を計上したところでございます。

予算計上の考え方でございますが、国の臨時交付金の活用により、事業の継続、生活の下支え、オンライン学習環境の整備に取り組むための市の独自支援、および迅速かつ的確な家計への支援、並びに医療提供体制を整備することといたしました。予算規模ですが、一般会計で4億2千万円、特別会計で先ほどの国保・介護の還付金も含めて5千万円、企業会計で9千万円を計上し、目的別には「感染拡大防止策と医療提供体制の整備」に2億2千万円、「雇用の維持と事業の継続」に3億4千万円、合わせて5億6千万円となったところでございます。

次に、一般会計（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業）の内訳についてです。新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言が延長・長期化し、岩見沢市においても社会経済活動が停滞しました。「感染拡大防止策と医療提供体制の整備」と「雇用の維持と事業の継続」を、重点的かつ緊急的に対応すべき事項の柱とし、すでに宣言は解除されていますが、地方創生臨時交付金を活用して、緊急経済対策第2弾として取りまとめたものであります。

1点目の「感染拡大防止策と医療提供体制の整備」になりますが、マスク・消毒液などの確保といたしまして、感染拡大防止に必要な資機材の整備、小中高における換気対策などで2千万円。医療提供体制の強化といたしまして、病院事業会計への繰出金で4千万円、学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備といたしまして、整備スケジュールの加速による児童生徒1人1台端末の整備の前倒しを行い、家庭でのオンライン学習環境整備などで、7千万円となったところでございます。

次に、2点目の「雇用の維持と事業の継続」でございます。事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援といたしまして、緊急経済対策第1弾として、補正予算（第1号）に計上した「小規模事業者等経営サポート給付金事業（2億4千万円）」を拡充し、新たに2億2千万円を上乗せいたしました。拡充の内容でございますが、現在の給付金対象者に一律10万円を上乗せします。さらに、給付対象に「市内に店舗を有する市外の法人・個人事業主」を追加しました。また、「令和元年12月までに創業した者」を「令和2年3月末までに創業した者」に変更しました。加えて、外出自粛の長期化に伴い利用者が激減している旅客運輸業、宿泊業などに特別加算を設定した内容になっています。

生活に困っている世帯や個人への支援といたしまして、児童扶養手当受給世帯への生活支援として、市独自の児童1人当たり5万円の支給などで7千万円となったところでございます。以上の合計が4億2千万円となっております。

次に、特別会計国民健康保険費と介護保険費（保険事業勘定）の内訳でございますが、冒頭で説明しましたとおり、令和2年2月および3月分の減免にかかる過年度保険料の返還金となっております。国民健康保険費に3千9百万円、介護保険費に9百万円を計上いたしました。

最後に、病院事業会計の補正予算です。医療従事者に対する特殊勤務手当、医療従事者への宿泊施設の提供、医療資材の整備などで9千万円を計上いたしました。

以上が今回の条例改正および緊急経済対策第2弾としての補正予算の概要となります。

今後におきましても、引き続き市民の皆さまの生活や事業者の皆さまの現状、また、国の第2次補正予算も踏まえながら、必要な施策を講じるとともに、次なるステージである回復フェーズへの移行、地域経済の再活性化に向けた対策を切れ目なく実施していかねばならないと考えているところでございます。なお、「次の段階としての官民をあげた経済活動の回復」対策について、現在、岩見沢商工会議所と協議中であり、緊急経済対策第3弾の補正予算を第2回定例会に提案する準備をしているところでございます。

2 市長からのメッセージ

（市長）

特に空知総合振興局管内では、昨日も申し上げましたが、連休明けの5月12日以降、昨日までの15日間で9人の感染者が確認され、増加が続いている状況です。そのうち昨日公表された3人のうち1人が岩見沢市居住と公表されました。そして、今日、道内では札幌市1人、札幌市を除く道内4人、合計5人、このうちの2人が空知総合振興局管内であると公表されました。これを合わせると、本日までに公表された空知総合振興局管内の感染者は11人になります。管内の感染拡大が止まらないということで、私自身は大変危機感を持っています。

繰り返しになりますが、国の緊急事態宣言が25日をもって解除され、一部には行動の緩みや自粛効果の薄れも指摘されており、今、道内は、緩和措置に向けて経済活動とともに動き出しているところではございますが、やはり道内で、特に石狩総合振興局管内、そして近接する空知総合

振興局管内は非常に厳しい状況にあり、感染拡大につながらないかと危惧をしているところでもございます。今後も想定される、感染拡大の第3波・第4波があらうかと思えます。引き続き、「密集」、「密接」、「密閉」の3密を避ける、さらには、こまめな手洗い、咳（せき）エチケット、熱がある場合は外出を控えるなど、新しい生活様式の「北海道スタイル」を市民の皆さまも事業者の方々も実践していくことが何より重要と考えております。

岩見沢市では、今後も感染拡大の防止に向けて、北海道と連携し、全力を尽くしてまいりますので、市民の皆さまにおかれましては、デマやうわさに流されることなく、冷静な対応と宣言の解除後も不要不急の外出を避け、責任ある行動を強くお願い申し上げます。